

岩手県告示第651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 三陸沿岸道路（久慈北道路）及び国道45号（久慈市及び九戸郡野田村地内）
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年8月18日から令和3年2月26日まで
- 3 実施する公共測量の種類 車載写真レーザ測量による地形測量